

県民の希望をかなえる結婚応援事業業務委託 仕様書（案）

1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「県民の希望をかなえる結婚応援事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 趣旨・目的

コロナ禍により加速するおそれがある少子化に歯止めを掛けるため、県外・県内を越えた出会いの場や地域・業種を越えた出会いの場など、広域的な出会い・交流につながる新たな場を創出することにより、結婚の希望をかなえることのできる機会の確保を図る。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守し行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 契約書
- (3) その他関係法令及び通達

4 委託期間

契約日から令和7年2月28日まで

5 委託業務

受託者は、以下の項目に関する、企画・広報・運営の一切を行うものとする。

- (1) 気軽な交流イベントの開催
- (2) 県内への移住等を希望する若者を対象とするセミナーの開催

6 委託業務の詳細

次の(1)～(2)及び企画提案のとおりとする。

(1) 気軽な交流イベントの開催

以下のとおり想定しているが、気軽な交流イベントにおいて、多くの参加者同士の交流を創出することができ、かつ、参加者の満足度が最大限高まる方法とすること。

ア 対象者

独身者

イ 実施地域・回数

○実地

県内4地域で4回程度開催

※具体的な開催地域・会場・時期は、委託者と協議の上決定すること

○仮想空間（メタバース）

2回程度開催

※具体的な開催時期は、委託者と協議の上決定すること

ウ 参加人数

原則1回につき50名程度

※男女の割合は均等であることが望ましい

エ 気軽な交流イベントの内容

・参加者の関心を引くもの等参加したくなる内容とすること

- ・グループワークや体験型など参加者同士のコミュニケーションにつながる内容とすること
- ・参加者同士が自然に交流できるものとする。こと。(いわゆるマッチングの時間は設けないこと)
- ・セミナーの参加料は原則、無料とすること。ただし、必要に応じて道具代、材料費については、参加者から徴収することができること
※徴収する額は、委託者と協議の上決定すること
- ・新型コロナウイルスの影響等により会場での開催が困難な状況である場合については、オンライン開催時の代替案を必ず用意すること
- ・屋外でのセミナーについては、雨天時の代替案を必ず用意し、参加者全員が必ず損害保険等に加入すること

オ 業務の範囲

(ア) イベントの企画

スケジュール設定、内容(プログラム等)の企画、MC及び講師の選定、会場の確保 等

(イ) 参加者管理

申込サイトの作成、参加者の募集、参加者の選定(応募者が多数の場合)、参加者との連絡調整 等

(ウ) 広報

- ・参加者を募集するための効率的かつ効果的な広報活動を行うこと(参加者の体験談の広報等も検討すること)
※広報の内容は、委託者と協議の上決定すること
- ・登録募集を広報するチラシ(実地イベント用 20,000 部程度×1種類、仮想空間イベント用 10,000 部程度×1種類)を制作すること
※チラシはA4版・両面・カラーを仕様として想定すること
※チラシ上では、2次元コードの表示等により、申込サイトへの誘導を行うこと
- ・Web 広告による登録・申込募集を行うこと
※参加者の募集について、市町村等と連携を図ること
※特に女性の集客に効果的な広報活動を行うこと
- ・県内企業への広報活動を行うこと
※気軽な交流イベントの他、当該県で別途指定する内容(ながの結婚応援パスポートの協賛依頼、社内婚活サポーター・ライフデザインセミナーの案内等を想定)を広報すること。ただし、県で別途指定する内容のチラシ等説明資料は県で用意することとする

(エ) イベント運営

MC、講師、会場等との連絡調整、当日の進行表の作成、その他当日の進行全般

(オ) 運営経費の管理及び支払

道具代、材料費等の徴収、講師への謝金及び会場使用料等の支払い 等

(カ) 実施結果報告

- ・参加者へのアンケート実施・集計・報告
※アンケートの内容は、委託者と協議すること
- ・イベントの内容、参加人数、アンケート結果等を記載した報告書の提出
- ・イベントで交流した人数の把握、集計及び報告
※交流した人数の把握方法は委託者と協議の上決定すること

(2) 県内への移住等を希望する若者を対象とするセミナーの開催

県内市町村等と連携し、県内への移住・結婚新生活を希望する県外の若者を対象とするセミナーを東京等で開催する。以下のとおり想定しているが、県内への移住等を希望する若者を対象とするセミナーの参加者の満足度が最大限高まる方法とすること。

ア 対象者

県外に在住し、県内への移住と、結婚をともに考えている独身の若者

イ 実施地域・回数

○実地

東京等で3回程度開催

※具体的な開催地域・会場・実施時期は、委託者と協議の上決定すること

○仮想空間（メタバース）

1回程度開催

※具体的な開催時期は、委託者と協議の上決定すること

ウ 参加人数

原則1回につき35名程度

エ セミナーの内容

- ・長野県で生活することの魅力を伝えることができる内容とすること
 - ※特に移住して長野県での結婚新生活がイメージできるようなものとする
- ・県内市町村が全ての参加者に対して説明・相談を行える時間や場所を設けること
- ・セミナーの参加料は原則、無料とすること。ただし、必要に応じて道具代、材料費については、参加者から徴収することができる
 - ※徴収する額は、委託者と協議の上決定すること
- ・新型コロナウイルスの影響等により会場での開催が困難な状況である場合については、オンライン開催時の代替案を必ず用意すること
- ・屋外でのセミナーについては、雨天時の代替案を必ず用意し、参加者全員が必ず損害保険等に加入すること

オ 業務の範囲

(ア) セミナーの企画

スケジュール設定、内容(プログラム等)の企画、MCの選定、会場の確保 等

(イ) 参加者管理

申込サイトの作成、参加者の募集、参加者の選定(応募者が多数の場合)、参加者との連絡調整 等

(ウ) 広報

- ・参加者を募集するための効率的かつ効果的な広報活動を行うこと（参加者の体験談の広報等も検討すること）
 - ※広報の内容は、委託者と協議の上決定すること
- ・登録募集を広報するチラシ（実地セミナー用1,000部程度×1種類、仮想空間セミナー用1,000部程度×1種類）を制作すること
 - ※チラシはA4版・両面・カラーを仕様として想定すること
 - ※チラシ上では、2次元コードの表示等により、申込サイトへの誘導を行うこと
- ・Web広告による登録・申込募集を行うこと
 - ※20代、30代の男女を主なターゲットとすること

(エ) セミナー運営

MC、会場等との連絡調整、参加する市町村との連絡調整、当日の進行表の作成、そ

の他当日の進行全般

※参加する市町村については、県で別途指定するものとする

(f) 運営経費の管理及び支払

道具代、材料費等の徴収、MC等への謝金及び会場使用料等の支払い 等

(g) 実施結果報告

・参加者へのアンケート実施・集計・報告

※アンケートの内容は、委託者と協議すること

・セミナーの内容、参加人数、アンケート結果等を記載した報告書の提出

7 成果品

(1) 成果品の詳細及び納入期限

ア 気軽な交流イベントの開催

項目	内容	納入期限
チラシ	30,000部程度 ※イベント周知用	別途相談
アンケート集計結果	イベント参加者アンケート集計結果 (「満足度」の調査項目を必ず含めること)	各イベント終了後 2週間以内(目安)
業務完了報告書 (任意様式)	・実施した業務の詳細(宣伝広告の実施内容、 実施したセミナーの実施日程、会場、参加者 数、内容(資料等))をまとめた報告書 ・セミナー参加者のアンケート集計結果	委託期間の最終日 (必要に応じ、中 間報告を求める)
経費内訳書	業務の実施に要した経費の内訳書	委託期間の最終日
打合せ記録簿 (任意様式)	本業務で生じた資料のうち委託者が指示する資 料一式	打合せの日から 1週間以内(目安)
その他、成果品とし て認められるもの	企画提案及び打合せの内容による	左に同じ

イ 県内への移住等を希望する若者を対象とするセミナーの開催

項目	内容	納入期限
チラシ	2,000部程度 ※セミナー周知用	別途相談
アンケート集計結果	セミナー参加者アンケート集計結果 (「満足度」の調査項目を必ず含めること)	各セミナー終了後 2週間以内(目安)
業務完了報告書 (任意様式)	・実施した業務の詳細(宣伝広告の実施内容、 実施したセミナーの実施日程、会場、参加者 数、内容(資料等))をまとめた報告書 ・セミナー参加者アンケート集計結果	委託期間の最終日 (必要に応じ、中 間報告を求める)
経費内訳書	業務の実施に要した経費の内訳書	委託期間の最終日
打合せ記録簿 (任意様式)	本業務で生じた資料のうち委託者が指示する資 料一式	打合せの日から 1週間以内(目安)
その他、成果品とし て認められるもの	企画提案及び打合せの内容による	左に同じ

(2) 納品場所

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

(長野県県民文化部子ども若者局次世代サポート課内)

8 スケジュール

受託者は、下表及び企画提案に基づき本業務を実施すること。

時期（目安）	内容
令和6年6月下旬	県内への移住等を希望する若者を対象とするセミナーの参加市町村の指定
令和6年8月以降	気軽な交流イベント、県内への移住等を希望する若者を対象とするセミナーの開催
～令和7年2月28日	業務完了報告書の提出

9 業務目標

- (1) 気軽な交流イベントの開催：6回（うち2回以上は仮想空間）。参加者：各回50名（計300人）以上
- (2) 県外の若者を対象とするセミナーの開催：4回（うち1回以上は仮想空間）。参加者：各回35名（計140人）以上

10 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

11 疑義について

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本事業の趣旨への理解を広めるため、県内経済団体や企業に事業説明を行い、周知等を依頼すること。
- (3) 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用してはならないこと。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (4) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、流出や損失等、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (5) 情報資産等取扱特記事項、個人情報取扱特記事項を尊称すること。
- (6) 個人情報等を収集するシステム(専用サイト)などは外部からの攻撃に備えること。
- (7) 個人情報などは可能な限りサーバー上に保存しない仕組みをとり、攻撃を受けても情報漏洩のリスクを最小限にすること。
- (8) 使用するOSやソフトウェアについては、適切にアップデートを行うこと。また、脆弱性が発見された場合は速やかに対応すること。
- (9) システムのリリースに当たっては事前に脆弱性診断などを実施すること。
- (10) システムの障害や攻撃によるアクセス障害が発生した場合は、速やかに機能の復旧を行うこと。
- (11) (6) から (10) について、追加費用が発生しないこと。

- (12) 受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理すること。
- (13) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (14) 契約目的以外で、成果物（業務の過程で得られた記録、情報（個人情報含む。）等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (15) 専用サイト以外の成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (16) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (17) 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- (18) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。

個人情報取扱特記事項

1 特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の原則禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

情 報 資 産 等 取 扱 特 記 事 項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（職員等の義務の周知徹底）

第6 受託者は、受託者の職員に対し、長野県個人情報保護条例第9条に規定する職員等の義務及び第63条、第64条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第7 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

（作業場所の特定）

第8 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。